新

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)

第1章 土木関係建設コンサルタント業務

1-1 参加要件

略

(1) 略

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-2)

要件		業務区分					
		業務A業務B業務C		業務D			
地域	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・東北管内に主たる		
注1)				・県内に営業所	営業所		
					・東北管内に営業所		
実績	会社	(必要に応じて)	(必要に応じて)	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
注2)		同種類似業務実績	同種類似業務実績				
	管理技術者	_	(必要に応じて)	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
			同種類似業務実績				
	照査技術者	_	_	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
配置	管理技術者	・技術士	・技術士	・技術士	・技術士		
予定		・技術士同等	・技術士同等	・技術士同等	(部門指定)		
技術		· R C C M	· R C C M	(全て部門指定)			
者の		(全て部門指定)	(全て部門指定)				
資格		・農業土木技術管理士	・農業土木技術管理士				
注3)		(生物等調査を除く)	(生物等調査を除く)				
注 4)		・農業用ため池管理保全技士	・農業用ため池管理保全技士				
		(農業用ため池に関する業務に限る)	(農業用ため池に関する業務に限る)				
	照査技術者	・技術士	・技術士	・技術士	・技術士		
		・技術士同等	・技術士同等	・技術士同等	(部門指定)		
		• R C C M	• R C C M	• R C C M			
		(全て部門指定)	(全て部門指定)	(全て部門指定)			
		・農業土木技術管理士	·農業土木技術管理士	・農業土木技術管理士			
		(生物等調査を除く)	(生物等調査を除く)	(生物等調査を除く)			
		・農業用ため池管理保全技士	・農業用ため池管理保全技士	・農業用ため池管理保全技士			
		(農業用ため池に関する業務に限る)	(農業用ため池に関する業務に限る)	農業用ため池工関する業務工限る)			

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)

旧

第1章 土木関係建設コンサルタント業務

1-1 参加要件

略

(1) 略

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-2)

	要件	業務区分					
	安 什	業務A	業務B	業務B業務C			
地域	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・東北管内に主たる		
注1)				・県内に営業所	営業所		
					・東北管内に営業所		
実績	会社	(必要に応じて)	(必要に応じて)	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
注2)		同種類似業務実績	同種類似業務実績				
	管理技術者	_	(必要に応じて)	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
			同種類似業務実績				
	照查技術者	_	_	同種類似業務実績	同種類似業務実績		
配置	管理技術者	・技術士	・技術士	・技術士	・技術士		
予定		・技術士同等	• 技術士同等	• 技術士同等	(部門指定)		
技術		• R C C M	• R C C M	(全て部門指定)			
者の		(全て部門指定)	(全て部門指定)				
資格		・農業土木技術管理士	・農業土木技術管理士				
注3)							
注4)							
	照査技術者	・技術士	・技術士	・技術士	・技術士		
		・技術士同等	・技術士同等	・技術士同等	(部門指定)		
		• R C C M	· R C C M	• R C C M			
		(全て部門指定)	(全て部門指定)	(全て部門指定)			
		・農業土木技術管理士	·農業土木技術管理士	・農業土木技術管理士			

旧 注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に 注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に 基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。 基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。 注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。 注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。 注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、 注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、 部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。 部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。 注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。 注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。 注5)業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。 注5) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。 注6)業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保でき 注6) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保でき る場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。 る場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。 (3) 略 (3) 略 1-2 その他 1-2 その他 (1)~(2) 略 (1)~(2) 略 第2章~第6章 略 第2章~第6章 略 1 この改正は、令和5年10月1日から施行する。 2 改正後の規定は、令和5年10月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

別表-5

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。(業務A、Bの区分は設計金額による)

新

	20				X	
工徒	基本設計		実施設計		借≯ (L 垂 山 \	
工種	設計内容 業務区分		設計内容 業務区分		備考(上乗せ)	
橋梁上部工	橋梁基本設計	業務D	[RC橋]	業務 A (700	[基本設計]	
(コンクリ			単純床版	万円未満)又	・現場制約が強く、特殊な工	
ート)			単純中空床版	は業務B	法、仮設計画が必要なもの	
			単純T桁	(700 万円以	[実施設計]	
			[PC橋]	上)	長大橋で、風洞実験等の様	
			単純プレテンI桁		型実験の必要なもの	
			単純プレテンT桁		・構造解析が2次元でなく、	
			単純プレテンホロー桁		3次元の計算が必要なもの	
			[RC橋]	業務C	・非対称、カーブの度数が強	
			連続中空床版		く、構造計算が複雑なもの	
			連続T桁		・現場の制約条件があり特別	
			連続ラーメン		な施工方法、仮設計画が必要	
			[PC橋]		なもの	
			単純中空床版			
			単純ポステンT桁			
			単純箱桁			
			連結プレテンT桁			
			連結ポステンT桁			
			連結中空床版			
			[PC橋]	業務D		
			連続ポステンT桁			
			連続箱桁			
			斜材付π型ラーメン			
橋梁上部工	橋梁基本設計	業務D	単純H形	業務 A (700	[基本設計]	
(鋼橋)			単純合成H形	万円未満)又	・現場制約が強く、特殊なコ	
			単純合成鈑桁	は業務B	法、仮設計画が必要なもの	
			単純トラス	(700 万円以	[実施設計]	
			単純鈑桁	上)	長大橋で、風洞実験等の様	
			単純鋼床版鈑桁	業務C	型実験の必要なもの	
			単純箱桁		・構造解析が2次元でなく、	
			単純合成箱桁		3次元の計算が必要なもの	
			単純鋼床版箱桁		・非対称、カーブの度数が党	
			ゲルバー桁(非合成)		く、構造計算が複雑なもの	
			連続鈑桁		・現場の制約条件があり特殊	
			ゲルバートラス		な施工方法、仮設計画が必要	
			連続トラス		なもの	
			連続箱桁			

別表-5

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。(業務A、Bの区分は設計金額による)

旧

	基本設計		実施設計		洪老 / L 秦 2 \	
工種	設計内容 業務区分		設計内容 業務区分		備考(上乗せ)	
橋梁上部工	橋梁基本設計	業務D	[RC橋]	業務 A (700	[基本設計]	
(コンクリ			単純床版	万円未満)又	・現場制約が強く、特殊な工	
ート)			単純中空床版	は業務B	法、仮設計画が必要なもの	
			単純T桁	(700 万円以	[実施設計]	
			[PC橋]	上)	・長大橋で、風洞実験等の模	
			単純プレテンI桁		型実験の必要なもの	
			単純プレテンT桁		・構造解析が2次元でなく、	
			単純プレテンホロー桁		3次元の計算が必要なもの	
			[RC橋]	業務C	・非対称、カーブの度数が強	
			連続中空床版		く、構造計算が複雑なもの	
			連続T桁		・現場の制約条件があり特殊	
			連続ラーメン		な施工方法、仮設計画が必要	
			[PC橋]		なもの	
			単純中空床版			
			単純ポステンT桁			
			単純箱桁			
			連結プレテンT桁			
			連結ポステンT桁			
			連結中空床版			
			[PC橋]	業務D		
			連続ポステンT桁			
			連続箱桁			
			斜材付π型ラーメン			
橋梁上部工	橋梁基本設計	業務D	単純H形	業務 A (700	[基本設計]	
(鋼橋)			単純合成H形	万円未満)又	現場制約が強く、特殊な工	
			単純合成鈑桁	は業務B	法、仮設計画が必要なもの	
			単純トラス	(700 万円以	[実施設計]	
			単純鈑桁	上)	長大橋で、風洞実験等の模	
			単純鋼床版鈑桁	業務C	型実験の必要なもの	
			単純箱桁		・構造解析が2次元でなく、	
			単純合成箱桁		3次元の計算が必要なもの	
			単純鋼床版箱桁		・非対称、カーブの度数が強	
			ゲルバー桁(非合成)		く、構造計算が複雑なもの	
			連続鈑桁		・現場の制約条件があり特殊	
			ゲルバートラス		な施工方法、仮設計画が必要	
			連続トラス		なもの	
			連続箱桁			

新 旧 前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする 前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする 基本設計 実施設計 基本設計 実施設計 備考 (上乗せ) 備考 (上乗せ) 工種 工種 設計内容 業務区分 設計内容 業務区分 設計内容 業務区分 設計内容 業務区分 π型ラーメン 橋梁上部工 業務C 橋梁上部工 π型ラーメン 業務C (鋼橋) 連続鋼床版鈑桁 業務D (鋼橋) 連続鋼床版鈑桁 業務D 連続鋼床版箱桁 連続鋼床版箱桁 橋梁下部工 [橋台] 業務 A (700 橋梁下部工 [橋台] 業務 A (700 重力式 万円未満)又 重力式 万円未満)又 は業務B 逆T式 は業務B 逆T式 [橋脚] (700 万円以 [橋脚] (700 万円以 上) 重力式 上) 重力式 壁式 (逆 T式) 壁式 (逆T式) 柱式(2柱式) 柱式 (2柱式) 張出式 張出式 [橋台] 業務C [橋台] 業務C 控え壁 (扶随式) 控え壁 (扶随式) ラーメン式 ラーメン式 箱式 箱式 ラーメン式 (2方向) ラーメン式 (2方向) [橋脚] [橋脚] ラーメン式 ラーメン式 SRC SRC 中空式 中空式 高度な技術的判定を要す 業務D 高度な技術的判定を要す 業務D るもの るもの 橋梁基礎工 場所打杭 業務C 橋梁基礎工 場所打杭 業務C 既製杭 既製杭 深礎杭 業務D 深礎杭 業務D 井筒 井筒 矢板ウェル 矢板ウェル ニューマチックケーソン ニューマチックケーソン 道路構造物 擁壁 業務 A (700 擁壁 業務 A (700 道路構造物 擁壁 業 務 A (700 擁壁 業務 A (700 設計 補強土壁(普通) 万円未満)又 補強土壁(普通) 万円未満)又 補強土壁 (普通) 万円未満)又 補強土壁(普通) 万円未満)又 法面土 (普通) は 業 務 B 法面工(普通) は業務B 法面土 (普通) は業務B 法面工 (普通) は業務B 箱型暗渠 (700 万円以 箱型暗渠 (700 万円以 箱型暗渠 (700 万円以 箱型暗渠 (700 万円以 上) 上) 上) 上) 擁壁 業務C 擁壁 業務C 擁壁 擁壁 業務C 業務C 補強土壁 (高度) 補強土壁 (高度) 補強土壁 (高度) 補強土壁 (高度) 法面土 (高度) 法面工 (高度) 法面土 (高度) 法面工 (高度) 門型ラーメン 門型ラーメン 門型ラーメン 門型ラーメン

新

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。

前表以外の工種については、次の業務区分表を標準とする。

旧

業務区分工種	業務 A (700 万円未満)・ 業務 B (700 万円以上)	業務C	業務D
解析業務	資料整理及びデータ整理的 な業務、機能評価	気象、水文、地質、設計施 エデータの解析、環境影響 評価(水質、大気質測定、 生態系調査、機能評価に基づく機 能更新検討)	高度な技術的判定を要する 気象、水文、地質、設計施 エデータの解析、更新評価 に基づく機能更新において 特殊な構造解析、特殊な工 法検討(仮設計画)が必要
秋田県農業農村整備事業 設計業務	頭首工補修、ポンプ補修、 用水路(開水路)補修、水路トンネル補修、排水路補修、 は場整備用排水路、補助暗 渠工		なもの
地すべり対策工設計業務		普通の技術力を要するもの	技術的に極めて高度でありかつ複雑困難なもの
その他	積算参考資料作成、現場技術業務、機能診断業務、監督技術業務、積算技術業務、 土地改良財産譲与資料作成 業務	小水力発電所設計	次に示す業務の業務区分は 業務Dとする。 1) 審査会・委員会(学 職経験者含む)を設立、 運営し、対外機関との 協議調整が必要なもの) 2) 非定型業務で、先例 が少なく、先駆的に例 析手法を開発するもの で、プロポーザル式方 式等による高度な技術 力を要するもの 3) 河川法第 23 条、第 47 条及び第 48 条の技 術的に特殊な河川協認 関係の資料作成に関するもの

業務区分	業務A(700 万円未満)・	業務C	 業務D
工種	業務B(700万円以上)	7,03	7(17)
解析業務	資料整理及びデータ整理的	気象、水文、地質、設計施	高度な技術的判定を要す
	な業務、機能評価	エデータの解析、環境影響	気象、水文、地質、設計
		評価(水質、大気質測定、	エデータの解析、更新評
		生態系調査に基づく工法等	に基づく機能更新におい
		検討、機能評価に基づく機	特殊な構造解析、特殊な
		能更新検討)	法検討(仮設計画)が必
			なもの
秋田県農業農村整備事業	頭首工補修、ポンプ補修、		
設計業務	用水路(開水路)補修、水路ト		
	ンネル補修、排水路補修、		
	ほ場整備用排水路、補助暗		
	渠工		
地すべり対策工設計業務		普通の技術力を要するもの	技術的に極めて高度であ
			かつ複雑困難なもの
その他	積算参考資料作成、現場技	小水力発電所設計	次に示す業務の業務区分
	術業務、機能診断業務、監		業務Dとする。
	督技術業務、積算技術業務、		1) 審査会・委員会(
	土地改良財産譲与資料作成		識経験者含む)を設立
	業務		運営し、対外機関と
			協議調整が必要な
			の)
			2) 非定型業務で、先
			が少なく、先駆的に
			析手法を開発するも
			で、プロポーザル式
			式等による高度な技
			力を要するもの
			3) 河川法第 23 条、
			47 条及び第 48 条の
			 術的に特殊な河川協
			 関係の資料作成に関
			るもの

注1)業務ランクが業務 D以下の場合

同一設計業務等に各工種が混在し、業務ランクが異なる場合は、その設計業務の支配的な工種の業務ランク を使用する。

注1)業務ランクが業務 D以下の場合

同一設計業務等に各工種が混在し、業務ランクが異なる場合は、その設計業務の支配的な工種の業務ランク を使用する。

新	旧
2)業務ランクが業務 D を超える場合	2) 業務ランクが業務 D を超える場合
業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単なる支配的な工種の業務ランクとせず、それぞ	業務の技術的難易度が異なるものが混在している場合は、単なる支配的な工種の業務ランクとせず、それぞ
れの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の業務ランクを定めるものとする。	れの技術的難易度を総合的に勘案して、当該業務の業務ランクを定めるものとする。